

議第247号

徳島東部都市計画用途地域の変更について（徳島市決定）

徳島東部都市計画 用途地域を次のように変更する。

徳島東部都市計画用途地域の変更

徳 島 市

都市計画用途地域の変更（徳島市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 148 ha	10 / 10以下	6 / 10以下	—	—	10m	3.8%
小計	約 148 ha						
第二種低層住居専用地域	約 7.5 ha	10 / 10以下	6 / 10以下	—	—	10m	0.2%
小計	約 7.5 ha						
第一種中高層住居専用地域	約 497 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	12.6%
小計	約 497 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 178 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.5%
小計	約 178 ha						
第一種住居地域	約 1,633 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	41.3%
	約 21 ha	30 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.5%
小計	約 1,654 ha						
第二種住居地域	約 36 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.9%
	約 23 ha	30 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.6%
小計	約 59 ha						
準住居地域	約 19 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.5%
小計	約 19 ha						
近隣商業地域	約 146 ha	20 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	3.7%
	約 34 ha	30 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	0.9%
小計	約 180 ha						
商業地域	約 297 ha	40 / 10以下	—	—	—	—	7.5%
	約 36 ha	60 / 10以下	—	—	—	—	0.9%
小計	約 333 ha						
準工業地域	約 462 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	11.7%
小計	約 462 ha						
工業地域	約 191 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.8%
小計	約 191 ha						
工業専用地域	約 221 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	5.6%
小計	約 221 ha						
合計	約 3,950 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり

変更理由(概要)

公有水面の埋立地について、区域区分の変更に伴い、2箇所の用途地域の指定を行う。

用途地域の種類については、将来の土地利用の動向、公共施設の整備状況等を踏まえるとともに、次の2項目について勘案し定める。

(1) 上位計画との整合

徳島市総合計画 2021(令和4年度版)、徳島市都市計画マスタープラン及び徳島東部都市計画区域マスタープランに示されたまちづくりの方向性と整合を図る。

(2) 一体的な土地利用

周辺・隣接地域との連続性・合理性を図る。

用途地域の変更前後対照表（徳島市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

() : 変更前

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 148 ha (148)	10 / 10以下	6 / 10以下	—	—	10m	3.8% (3.8%)
小計	約 148 ha (148)						
第二種低層住居専用地域	約 7.5 ha (7.5)	10 / 10以下	6 / 10以下	—	—	10m	0.2% (0.2%)
小計	約 7.5 ha (7.5)						
第一種中高層住居専用地域	約 497 ha (497)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	12.6% (12.7%)
小計	約 497 ha (497)						
第二種中高層住居専用地域	約 178 ha (178)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.5% (4.5%)
小計	約 178 ha (178)						
第一種住居地域	約 1,633 ha (1,633)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	41.3% (41.7%)
	約 21 ha (21)	30 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.5% (0.5%)
小計	約 1,654 ha (1,654)						
第二種住居地域	約 36 ha (36)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.9% (0.9%)
	約 23 ha (23)	30 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.6% (0.6%)
小計	約 59 ha (59)						
準住居地域	約 19 ha (19)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	0.5% (0.5%)
小計	約 19 ha (19)						
近隣商業地域	約 146 ha (146)	20 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	3.7% (3.7%)
	約 34 ha (34)	30 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	0.9% (0.9%)
小計	約 180 ha (180)						
商業地域	約 297 ha (297)	40 / 10以下	—	—	—	—	7.5% (7.6%)
	約 36 ha (36)	60 / 10以下	—	—	—	—	0.9% (0.9%)
小計	約 333 ha (333)						
準工業地域	約 462 ha (462)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	11.7% (11.8%)
小計	約 462 ha (462)						
工業地域	約 191 ha (173)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.8% (4.4%)
小計	約 191 ha (173)						
工業専用地域	約 221 ha (207)	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	5.6% (5.3%)
小計	約 221 ha (207)						
合計	約 3,950 ha (3,918)						100.0% (100.0%)

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり

変更理由（一覧表）

都市計画区域名	徳島東部都市計画区域
市町名	徳島市

箇所番号	箇所名	変更位置 (区域に含まれる町丁目)	面積 (ha)	変更前			変更後			土地・建物利用の概況	変更理由
				用途地域	面積 (ha)	容積率 /建ぺい率	用途地域	面積 (ha)	容積率 /建ぺい率		
1	沖洲	東沖洲一丁目	18.0	無指定	18.0	-	工業地域	18.0	200/60	徳島小松島港において、平成17年まで運営していた廃棄物最終処分場の跡地であり、平成19年9月に埋立竣功認可され、平成31年3月に廃棄物処分場の廃止手続きが行われている。	港湾関連用地として土地利用促進を図るため、上位計画に示された土地利用方針との整合及び周辺・隣接地域との連続性・合理性を勘案し工業地域の指定を行う。
2	津田	津田海岸町	13.7	無指定	13.7	-	工業専用地域	13.7	200/60	徳島小松島港において、かつて貯木場の水面であった土地であり、令和2年12月に埋立竣功認可されている。	産業・物流等の企業用地として土地利用を図るため、上位計画に示された土地利用方針との整合及び周辺・隣接地域との連続性・合理性を勘案し工業専用地域の指定を行う。

変更総括表


変更総括表(参考図書)

変更前	変更後	変更前 面積 ①	第一種低層 住居専用 地域	第二種低層 住居専用 地域	第一種中 高層住居 専用 地域	第二種中 高層住居 専用 地域	第一種住居地域		第二種住居地域		準住居地域	近隣商業地域		商業地域		準工業地域	工業地域	工業専用 地域	変更面積 ②	未変更面積 ③ (①-②)
			100/60	100/60	200/60	200/60	200/60	300/60	200/60	300/60	200/60	200/80	300/80	400/-	600/-	200/60	200/60	200/60		
第一種低層住居専用地域	100/60	148																	0.0	148.0
第二種低層住居専用地域	100/60	7.5																	0.0	7.5
第一種中高層住居専用地域	200/60	497																	0.0	497.0
第二種中高層住居専用地域	200/60	178																	0.0	178.0
第一種住居地域	200/60	1,633																	0.0	1,633.0
	300/60	21																	0.0	21.0
第二種住居地域	200/60	36																	0.0	36.0
	300/60	23																	0.0	23.0
準住居地域	200/60	19																	0.0	19.0
近隣商業地域	200/80	146																	0.0	146.0
	300/80	34																	0.0	34.0
商業地域	400/-	297																	0.0	297.0
	600/-	36																	0.0	36.0
準工業地域	200/60	462																	0.0	462.0
工業地域	200/60	173																	0.0	173.0
工業専用地域	200/60	207																	0.0	207.0
合計		3,918	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,918.0
今回追加(無指定)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	13.7	31.7	
追加面積④			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	13.7	31.7	

変更後面積⑤ (少数第1位表示) (③+④)	合計	第一種低層 住居専用 地域	第二種低層 住居専用 地域	第一種中 高層住居 専用 地域	第二種中 高層住居 専用 地域	第一種住居地域		第二種住居地域		準住居地域	近隣商業地域		商業地域		準工業地域	工業地域	工業専用 地域
		100/60	100/60	200/60	200/60	200/60	300/60	200/60	300/60	200/60	200/80	300/80	400/-	600/-	200/60	200/60	200/60
		3,949.2	148.0	7.5	497.0	178.0	1,633.0	21.0	36.0	23.0	19.0	146.0	34.0	297.0	36.0	462.0	191.0



都市計画図書 変更計画書 採用値	合計	第一種低層 住居専用 地域	第二種低層 住居専用 地域	第一種中 高層住居 専用 地域	第二種中 高層住居 専用 地域	第一種住居地域		第二種住居地域		準住居地域	近隣商業地域		商業地域		準工業地域	工業地域	工業専用 地域
		100/60	100/60	200/60	200/60	200/60	300/60	200/60	300/60	200/60	200/80	300/80	400/-	600/-	200/60	200/60	200/60
		3,950	148	7.5	497	178	1,633	21	36	23	19	146	34	297	36	462	191



1 沖洲

2 津田

凡例

色別	種別	面積(約)	指定年月日
[Red]	都市計画区域	19,139ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Blue]	市街化区域	3,918ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Green]	市街化調整区域	15,221ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Purple]	特別用途地区	462ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Yellow]	風致地区	1,022ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Orange]	駐車場整備地区	88.1ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Blue-Gray]	高度利用地区	3.9ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Green-Gray]	市街地再開発事業施行区域	3.9ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Purple-Gray]	防火地域	44ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Orange-Gray]	準防火地域	138ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Blue-Gray]	都市計画道路	幅員:100m 延長:710.000m	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Green-Gray]	都市計画公園	455.8ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Yellow-Gray]	都市計画緑地	165.624ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Orange-Gray]	都市高速鉄道	延長:7.810m	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Purple-Gray]	都市計画河川	幅員:200m 延長:1,000.000m	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Blue-Gray]	土地再開発事業施行区域	315.0ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Green-Gray]	臨港地区	115.8ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)
[Light Orange-Gray]	地区計画区域	103.4ha	昭和三十九年(昭和五十八年)昭和三十九年(昭和五十八年)

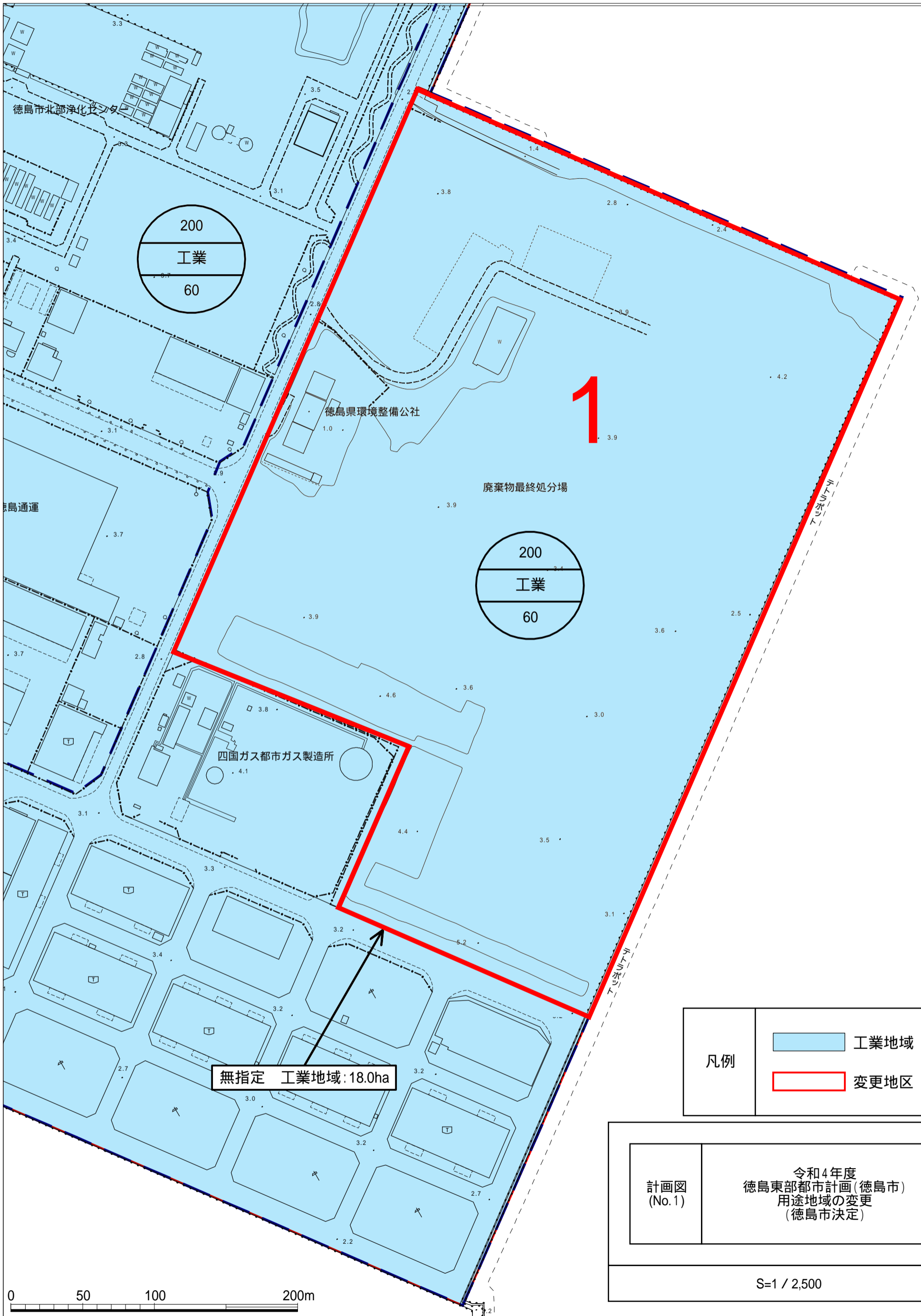
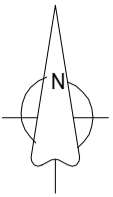
用途地域一覧表

色別	用途別	面積(約) ha	建ぺい率の上限	容積率の上限	建築物の高さの制限
[Light Green]	第一種低層住居専用地域	146	60	100	10
[Light Yellow]	第二種低層住居専用地域	7.5	60	100	10
[Light Orange]	第一種中高層住居専用地域	497	60	200	-
[Light Purple]	第二種中高層住居専用地域	178	60	200	-
[Light Blue]	第一種住居地域	1,633	60	200	-
[Light Green-Gray]	第二種住居地域	21	60	300	-
[Light Orange-Gray]	準住居地域	36	60	200	-
[Light Purple-Gray]	防火地域	23	60	300	-
[Light Blue-Gray]	準防火地域	19	60	200	-
[Light Green-Gray]	近隣商業地域	146	80	200	-
[Light Orange-Gray]	商業地域	34	80	300	-
[Light Purple-Gray]	商業地域	297	80	400	-
[Light Blue-Gray]	商業地域	36	80	600	-
[Light Orange-Gray]	準工業地域	462	60	200	-
[Light Purple-Gray]	工業地域	173	60	200	-
[Light Blue-Gray]	工業専用地域	207	60	200	-
[Light Green-Gray]	合 計	3,916			


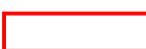
総括図

令和4年度
徳島東部都市計画(徳島市)
用途地域の変更
(徳島市決定)

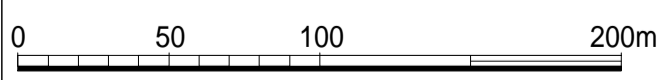
S=1 / 20,000

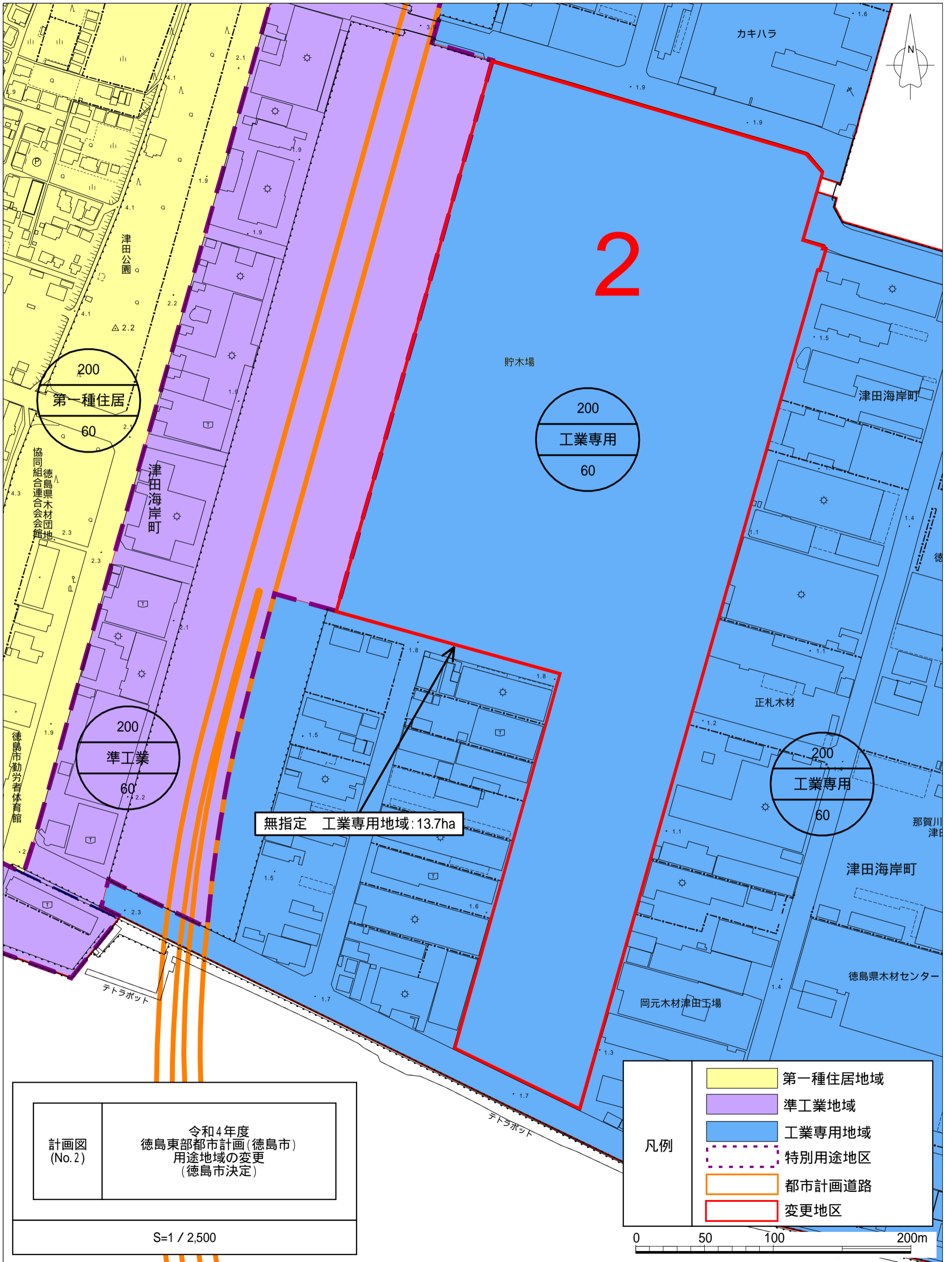


無指定 工業地域: 18.0ha

凡例	 工業地域
	 変更地区

計画図 (No.1)	令和4年度 徳島東部都市計画(徳島市) 用途地域の変更 (徳島市決定)
S=1 / 2,500	



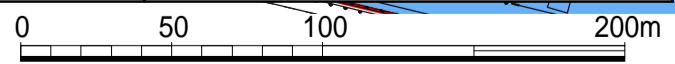


計画図
(No.2)

令和4年度
徳島東部都市計画(徳島市)
用途地域の変更
(徳島市決定)

S=1 / 2,500

- 凡例
- 第一種住居地域
 - 準工業地域
 - 工業専用地域
 - 特別用途地区
 - 都市計画道路
 - 変更地区



議第248号

徳島市都市計画マスタープランの改定について

徳島市都市計画マスタープランを別冊のとおり改定する。

徳島市都市計画審議会条例

昭和44年12月25日

条例第58号

改正 昭和52年6月30日条例第26号

平成12年3月31日条例第23号

平成21年3月26日条例第2号

令和3年3月26日条例第1号

令和3年6月30日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（全部改正〔平成12年条例23号〕）

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 本市議会の議員 5人以内

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命又は委嘱することができる。

(1) 関係行政機関の職員 3人以内

(2) 本市の住民 1人

3 第1項第1号並びに前項第1号及び第2号につき任命又は委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕）

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を若干人置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命又は委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(一部改正〔平成12年条例23号〕)

(会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命又は委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕)

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(一部改正〔平成12年条例23号・令和3年条例21号〕)

(書面による審議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(追加〔令和3年条例21号〕)

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、本市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(一部改正〔平成12年条例23号〕)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(追加〔平成12年条例23号〕，一部改正〔平成21年条例2号・令和3年1号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔昭和52年条例26号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則(昭和52年6月30日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月30日から施行する。

徳島市都市計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市都市計画審議会条例（昭和44年徳島市条例第58号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会長は審議会の会議（以下「会議」という。）を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の日時及び場所を定めて開催日の3日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第2条第2項第1号に掲げる関係行政機関の職員である委員は、やむを得ない事情がある場合は、その職務を代理する者を出席させることができる。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の開閉等)

第5条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は議長が宣告する。

2 会議の時間は午前10時から午後5時までとする。

3 議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第25条ただし書各号に掲げる場合は、会長は公開の可否について、審議会に諮って決定するものとする。

2 会議の公開に関し必要な事項は、徳島市都市計画審議会公開細則に定める。

(議案の宣告)

第7条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(議案の説明等)

第8条 議長は必要があると認めるときは、幹事に議案の朗読をさせ、又は関係職員に説明を求めることができる。

(発言)

第9条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(質疑、討論及び表決)

第10条 議長は、議題についての質疑及び討論が終わったときにおいて、表決を採ろうとするときは、その議題を宣告するものとする。

2 表決の方法は、挙手及び起立の2種とし、いずれの方法を用いるかは議長が定める。

3 議長は、表決の結果を宣告する。

(会議録)

第11条 議長は、幹事に会議録を作成させ、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載させるものとする。

2 会議録には、議長が会議のはじめに指名した2人の委員が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は、条例第6条に規定する書面による審議があったときは、審議会の幹事に当該審議に係る委員の意見を付した報告書を作成させるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

徳島市都市計画審議会公開細則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島市都市計画審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、徳島市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定める。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催の周知は、徳島市のホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴申込みの受付期間その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴ができる者は、徳島市情報公開条例第5条第1号から第4号までに該当する者のほか、会議の傍聴を必要とする理由を明示して希望する者とする。

2 会議の傍聴を希望する者は、前条の規定により周知された手続により申し込むものとする。

3 傍聴人は、受付期間内に申込みのあった者の中から決定するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決定する。

(会議場へ入場できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴人として会議場へ入場することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、哄笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長がその会議について非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この細則に定める規定に違反し、是正指導に従わず、会長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱)

第10条 徳島市市政記者クラブに加盟する社の記者その他の会長が報道関係者と認める者（以下「報道関係者」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、第7条の規定にかかわらず、議案の審議に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影、録音等を行うことができる。

(会議録の公表)

第11条 会議録の内容は、原則として公表するものとする。ただし、徳島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報については、公表しないものとする。

附 則

この細則は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月30日から施行する。

徳島市都市計画審議会委員名簿

令和4年11月1日

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
徳島市都市計画審議会条例 第2条第1項第1号委員 (学識経験者)	あべ かずひで 阿部 和英	徳島商工会議所会頭	
	おくしま まさし 奥嶋 政嗣	徳島大学大学院教授	
	ながもと よしこ 永本 能子	弁護士	
	かわひと やすひろ 川人 泰博	徳島市農業委員会会長	
	こうげん まゆみ 高源 真由美	建築士	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第1項第2号委員 (市議会議員)	かとう さとる 加戸 悟	徳島市議会議員	
	あかいし かずゆき 明石 和之	徳島市議会議員	
	すみ のりあき 須見 矩明	徳島市議会議員	
	おか こうじ 岡 孝治	徳島市議会議員	
	おかなん ひとし 岡南 均	徳島市議会議員	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第2項第1号委員 (関係行政機関)	せき けんたろう 関 健太郎	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	
	えのもと しげき 榎本 茂樹	徳島県県土整備部東部県土整備局長	
	ただ たかし 多田 卓司	徳島県警察本部交通部長	
徳島市都市計画審議会条例 第2条第2項第2号委員 (本市の住民)	しまだ かずお 島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
幹 事	いわた ひろし 飯田 博司	企画政策部長	
	すずき ぜんみ 鈴田 善美	経済部長	
	もり ひさひさ 森 久寿	都市建設部長	